

養老町太陽光発電設備等設置費補助金について

養老町太陽光発電設備等設置補助金

本町における再生可能エネルギーの利用促進と、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備などの設置に対して、設置費用の一部を補助します。

1. 補助対象設備

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電池(太陽光発電設備と同時に設置する場合に限る)

2. 補助対象者(以下の全てを満たす者)

- (1) 町内で自ら居住する住宅の敷地内にエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備を設置する人
- (2) 町税の滞納がない人
- (3) 国や地方自治体からの別の補助金・交付金などを受領していない人
- (4) FIT制度またはFIP制度の認定を取得しない人
- (5) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない人
- (6) 発電した電力量の30%以上を申請した住宅の敷地内で自ら消費する人
- (7) 暴力団または暴力団員などでない人

3. 補助金額

- (1) 太陽光発電設備
最大出力(kW表示の小数点以下1桁未満切捨)に1kW当たり7万円を乗した額とし、5kW相当分を限度とします。
- (2) 蓄電池
蓄電池の価格(工事費込み(税抜))に3分の1の額(千円未満切捨)とし、5kWh相当分を限度とします。ただし、15.5万円/kWh以下のものに限ります。

4. 申請受付開始日

8月1日(月)開始

※実績報告の提出は、令和5年1月31日(火)までとなります。

※補助金申請する人は、補助対象事業の着手前(工事契約前)に申請してください。

※補助金交付決定通知が届いてから事業の着手をしてください。また、本補助金事業は予算の範囲内で行います。7月1日(金)から31日(日)までに着手した場合でも対象になる場合があります。詳細は住民環境課までお問い合わせください。

5. 提出書類・様式一覧

申請者は、補助金交付申請書に以下の書類などを添付してください。

- (1) 工事見積書(7月1日(金)から31日(日)までに工事着手した場合は工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し)
- (2) 対象設備の設置場所および付近の見取図
- (3) 対象設備の仕様書(カタログなどの製品仕様のわかるもの)
- (4) 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る)
- (5) 誓約書(申請者・事業者)
- (6) 電力消費計画書(発電想定量、自家消費想定量、売電想定量が明記されたもの)
- (7) 対象設備を設置する住宅の所有者が把握できるもの
※固定資産税納税通知書など(既存住宅の場合)
※新築・建売については売買契約書など

太陽光発電設置等補助に関する詳しい内容や、提出書類の様式、詳細などは町ホームページに掲載してあります。申請前に必ず内容をご確認ください。

ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

☎ 住民環境課 ☎ 32-1104